

特区としての利用が特に低調な規制緩和措置について（ポイント）

（構造改革特別区域推進本部評価委員会依頼調査）

調査の趣旨

この調査は、総務省行政評価局が、特区基本方針（注）に基づき、特区推進本部評価委員会の依頼を受け、規制の特例措置の第 2 次提案募集（平成 14 年 11 月～15 年 1 月）で採用された 47 特例措置のうち、特区としての利用が特に低調な 28 措置（利用数 0～3）について、その原因・理由等を調査したものです。

調査に当たっては、行政評価局並びに 8 管区行政評価局（支局を含む。）及び沖縄行政評価事務所が、平成 16 年 10 月から 11 月にかけて、特例措置に係る提案を行った団体、特区の認定を受けた団体等を実地に調査しました。

（注）「構造改革特別区域基本方針」（平成 16 年 12 月 10 日閣議決定）

2 - (2) - 評価の具体的方法

評価委員会は調査に当たり、特区で実施されていない又は実施の少ない規制の特例措置に関する調査、規制所管省庁の実施した調査結果の検証のための調査を中心に、総務省行政評価局の機能を活用する。

調査の結果

利用が低調な原因・理由としては、特例措置の要件を満たすことができる者が限られることや特例措置の内容が提案した内容と異なっていることなど特例措置の内容等に係るもの、実施主体側の事情によるものがみられました。

なお、第 6 回認定（平成 16 年 12 月）において、調査した特例措置を利用した特区計画が認定されたもの及び今後の具体的な活用予定があるものもみられました。

（次頁参照）

調査の結果の扱い

この調査結果は、本日、特区推進本部評価委員会に報告し、同委員会が平成 17 年 2 月をめどに特区推進本部長（内閣総理大臣）に提出する意見の取りまとめに活用されます。

調 査 の 結 果

今回、利用が低調となっている 28 特例措置について、その原因・理由等を調査した結果、以下のとおり、特例措置の内容等に係るもの（15 措置）、実施主体側の事情によるもの（7 措置）があった。そのほか、第 6 回認定（平成 16 年 12 月）において、調査した特例措置を利用した特区計画が認定されたもの及び今後の具体的な活用予定があるもの（6 措置）があった。

なお、一つの特例措置について複数の原因・理由等がある場合、その主な原因・理由等について整理している。

1 特例措置の利用が低調な原因・理由

（1）特例措置の内容等に係るもの（15 措置）

ア 特例措置の要件を満たすことができる者が限られること又は要件を満たす事業の見通しが立たないことを理由としているもの（5 措置）

913 保育所における私的契約児の弾力的な受入れの容認事業

- ・ 本特例措置の活用は、市町村が、園児の減少等により幼稚園を廃園して保育所と統合し、かつ、廃園した幼稚園の園児の受入れに当たり、特例措置の要件である児童福祉施設最低基準を満たすことができる場合に限られる。

915 耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外による社会福祉施設等設置事業

- ・ 特例措置を活用して木造の施設を設置する場合、特例措置の要件であるスプリンクラーの設置や避難路の確保が必要であり、より多額の建設費を要することが見込まれ、事業者による活用予定が限られる。

919 知的障害者通所更生施設における身体障害者の受入事業

- ・ 特例措置の要件である理学療法士や作業療法士による人的支援を身体障害者施設から受けることができる施設が限られる。

1121 小規模場外車券発売施設事業

- ・ 特例措置で設置できる施設は、特例措置の要件により規模が小さいものに限られるため、事業として採算がとれない。

1212 留学生向け宿舎に係る公営住宅の目的外使用承認の簡素化事業

- ・ 公営住宅への入居希望が多いため、特例措置の要件である公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害しないことを満たすことができる地方公共団体が少ない。

イ 特例措置の内容が提案内容のとおりではないことを理由としているもの（4 措置）

817 学校設置非営利法人による学校開設事業

- ・ NPO 法人による学校設立の提案は認められたが、同時に提案した、NPO 法人が設立する学校を私学助成の対象とする提案は認められなかった。

911-1 ボイラー及び第一種圧力容器における開放検査周期の延長事業

- ・ 自主基準による性能検査を提案したが認められなかった。

1129-1(1112) 液化ガスの容器における充てん率変更事業

- ・ 提案した高圧ガス保安法における人工衛星打ち上げ物品の適用除外とは内容が異なっている。

1129-2 高圧ガス設備の技術上の基準の変更事業

- ・ 提案したレイアウトの距離基準の緩和とは内容が異なっている。

ウ 特例措置に対するニーズが特定の地域に限定されるもの（４措置）

101 特殊海岸地域交通安全対策事業

- ・ 対象となる特殊海岸は、提案主体である羽咋市等以外の地域で想定されない。

410 国内衛星の地上での無線通信免許手続簡素化事業

- ・ 国内衛星を打ち上げている地域は、認定申請を行った鹿児島県のみである。

601 短期滞在査証の発給手続の簡素化事業

- ・ 特区内の島嶼を訪問する場合に限られるため、活用できる地域が限られる。

602 数次短期滞在査証の発給手続の簡素化事業

- ・ 公共性の強いプロジェクトに関連して特区内と本国を繰り返し往来するロシア人に適用されるものであり、提案主体である稚内市以外で活用される可能性は低い。

エ その他（２措置）

102 まちづくり交通安全対策事業

- ・ 特例措置を利用しなくても同様の事業を実現することが可能である。

203 研究職員の勤務時間内監査役兼業事業

- ・ 国立大学が法人化され、想定されていた国立大学教員が対象から除外されたため、事業を実施しようとする事業者が現れない。

(2) 実施主体側の事情によるもの（ 7 措置 ）

ア 研究開発中の技術に係るもの（ 3 措置 ）

103 ロボット公道実験円滑化事業

- ・ ロボット開発を行っており公道実験を予定している事業者が限られる。

1123 研究開発用海洋温度差発電設備の法定検査手続不要化事業

及び 1124 海水等温度差発電設備の定期事業者検査時期延長事業

- ・ バイナリー発電（温泉熱や海洋熱の温度差を利用した発電）の開発を行っている事業者が限られる。

イ 対象となる事業を予定する者が少ないもの（ 3 措置 ）

911-2 ボイラー及び第一種圧力容器の連続運転の共同実施事業

- ・ 特例措置を活用できる事業者が限られる。

1125(1114) 高圧ガス施設における保安検査期間変更事業

- ・ 特例措置を活用できる事業者が限られる。
- 21 1128 石油コンビナート事業所における試験研究施設の変更工事手続簡素化事業
- ・ 試験研究施設の変更工事を行おうとする事業者が少ない。

ウ 提案主体が具体的な事業を想定していなかったもの（1措置）

- 22 1210 橋の設置を目的とした公的主体以外の者による河川敷地の占用の柔軟化事業

2 今後の利用が見込まれるもの等

第6回認定（平成16年12月）において、調査した特例措置を利用した特区計画が認定されたものや今後の具体的な活用予定があるもの（6措置）

ア 第6回認定（平成16年12月）において、調査した特例措置を利用した特区計画が認定されたもの（4措置）

- 23 508 夜間大学院留学生受入れ事業
- 24 706 距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業
- 25 819 構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業
- 26 1005 農業生産法人の行う農業関連事業の拡大事業

イ 地方公共団体による具体的な活用予定があったもの（2措置）

- 27 506 外国人研修生受入れによる人材育成促進事業
- 28 1208 特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業

担当：総務省行政評価局
 規制改革等担当評価監視官室
 評価監視官 山本 いっせい 一晴
 評価監視調査官 田中 ひでと 英人
 電話：03（5253）5440（直通）
 FAX：03（5253）5436

(参 考)

調査対象とした特例措置一覧

所管省庁	特例措置番号	特 例 措 置 名	提案数	認定数
警察庁	101	特殊海岸地域交通安全対策事業	1	0
	102	まちづくり交通安全対策事業	1	1
	103	ロボット公道実験円滑化事業	1	3
人事院	203	研究職員の勤務時間内監査役兼業事業	1	0
総務省	410	国内衛星の地上での無線通信免許手続き簡素化事業	1	1
法務省	506	外国人研修生受入れによる人材育成促進事業	3	2
	508	夜間大学院留学生受入れ事業	1	3(3)
外務省	601	短期滞在査証の発給手続きの簡素化事業	2	2
	602	数次短期滞在査証の発給手続きの簡素化事業	1	1
財務省	706	距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業	2	2(1)
文部科学省	817	学校設置非営利法人による学校設置事業	1 1	0
	819	構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業	1	3(3)
厚生労働省	911-1	ボイラー及び第一種圧力容器における開放検査周期の延長事業	2	0
	911-2	ボイラー及び第一種圧力容器の連続運転の共同実施事業	2	0
	913	保育所における私的契約児の弾力的な受け入れの容認事業	1	0(1)
	915	耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外による社会福祉施設等設置事業	1	1
	919	知的障害者通所更生施設における身体障害者の受入事業	1	0
農林水産省	1005	農業生産法人の行う農業関連事業の拡大事業	1	2(1)
経済産業省	1121	小規模場外車券発売施設事業	1	0
	1123	研究開発用海洋温度差発電設備の法定検査手続不要化事業	1	1
	1124	海水等温度差発電設備の定期事業者検査時期延長事業	1	0
	1125(1114)	高圧ガス施設における保安検査期間変更事業	1	1
	1128	石油コンビナート事業所における試験研究施設の変更工事手続簡素化事業	1	2
	1129-1(1112)	液化ガスの容器における充てん率変更事業	1	0
	1129-2	高圧ガス設備の技術上の基準の変更事業	1	0
国土交通省	1208	特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業	2	2
	1210	橋の設置を目的とした公的主体以外の者による河川敷地の占用の許可柔軟化事業	1	0
	1212	留学生向け宿舎に係る公営住宅の目的外使用承認の簡素化事業	2	1

(注) 1 「提案数」には、特例措置の提案を行った地方公共団体等の数(複数の団体の共同提案による場合は1とする。)を計上している。

2 「認定数」には、特例措置を適用する事業を実施するために特区計画を申請し認定された地方公共団体の数(複数の団体の共同申請による場合は1とする。)を計上している。

3 認定数は、平成16年11月末現在のものであるが、第6回認定(16年12月)により新規に認定を受けた数を()内に記した。